

南伊豆町地域防災計画

大規模事故対策編

令和5年3月

南伊豆町防災会議

目 次

VI-1 道路事故対策計画

第1章 総 則

- 第1節 関係機関の業務の大綱……………1
- 第2節 予想される事故と地域……………2

第2章 災害予防計画

- 第1節 道路構造物の災害予防……………4
- 第2節 道路管理者等の防災体制の整備……………4
- 第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備……………5
- 第4節 防災訓練……………5
- 第5節 関係機関との相互連携体制の整備……………5

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・伝達……………6
- 第2節 応急体制……………6
- 第3節 危険物等流出・散乱に対する応急措置……………8

第4章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧計画の策定……………9
- 第2節 施設の復旧……………9
- 第3節 安全性の確認……………9
- 第4節 被害者等へのフォロー……………9
- 第5節 再発防止策の検討……………9

VI-2 船舶事故対策計画

第1章 総 則

- 第1節 予想される事故と地域……………10

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備……………12

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・伝達……………15
- 第2節 応急対策……………16

VI-3 沿岸排出油事故対策計画

第1章 総則

- 第1節 流出の主な対策……………19
- 第2節 重油等の種類と性質……………19

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備……………24
- 第2節 防除資機材等の整備……………25
- 第3節 沿岸及び海域利用情報の収集・整理……………26
- 第4節 海上交通の安全確保……………26
- 第5節 防災訓練……………26
- 第6節 関係機関との相互連携体制の整備……………26

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・伝達……………27
- 第2節 応急対策……………28

第4章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧計画の策定……………33
- 第2節 施設の復旧……………33
- 第3節 安全性の確認……………33
- 第4節 被害者等へのフォロー……………33
- 第5節 再発防止策の検討……………33
- 第6節 環境保全対策……………33
- 第7節 補償対策……………34
- 第8節 漁業経営対策……………34
- 第9節 風評被害防止対策……………34

VI-4 大火災対策計画

第1章 総則

- 第1節 関係機関の業務の大綱……………35
- 第2節 予想される災害と地域……………36

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害予防計画……………37

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動……………40
- 第2節 大規模火災等が発生した場合の連絡体制……………40

第4章 災害復旧計画

- 第1節 各機関が実施する対策……………41

VI-5 大爆発対策計画

第1章 総則

- 第1節 関係機関の業務の大綱……………42
- 第2節 予想される災害と地域……………43

第2章 災害予防計画

- 第1節 ガス災害予防計画……………44
- 第2節 危険物災害予防計画……………45
- 第3節 火薬類災害予防計画……………46

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 関係機関の業務の大綱……………47
- 第2節 情報伝達系統図……………47

第4章 災害復旧計画

- 第1節 各機関が実施する対策……………48

VI 大規模事故対策編

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、南伊豆町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大規模事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大規模事故対策編」は、以下のとおり、「VI-1 道路事故対策計画」、「VI-2 船舶事故対策計画」、「VI-3 沿岸排出油事故対策計画」、「VI-4 大火災対策計画」、「VI-5 大爆発対策計画」から構成する。

VI-1 道路事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物等流出・散乱に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

VI-2 船舶事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(VI-1 道路事故対策計画「第4章 災害復旧計画」に準ずる)

VI-3 沿岸排出油事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	流出の主な対策、重油等の種類と性質
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

VI-4 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、大規模火災等が発生した場合の連絡体制
第4章 災害復旧計画	各機関が実施する対策

VI-5 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図
第4章 災害復旧計画	各機関が実施する対策

VI-1 道路事故対策計画

第1章 総 則

町内の国道、県道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破損等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町、県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

1 道路管理者（県、町）

- (1) 管理道路の災害予防に関すること
- (2) 管理道路の防災体制の整備に関すること
- (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (4) 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること

2 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 被害者の救出、救護（搬送・収容）に関すること
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること
- (5) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (6) 関係防災機関との調整に関すること

3 県

- (1) 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
- (3) 国、町及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 医療救護体制の確保に関すること

4 警察

- (1) 災害関係情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者等の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索

- (7) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (8) 関係機関の行う災害復旧への協力
- (9) その他必要な警察業務

5 国土交通省中部地方整備局

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 関係防災機関との調整に関すること

6 静岡地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）及び水象の予報及び警報
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- (4) 気象業務に係る各種の研究

また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。

7 消防機関

- (1) 救助・救出用資材、車両等の整備
- (2) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成
- (3) 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
- (4) 携帯電話からの119番通報に対する確に対応できる体制の確立

8 医療機関

搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

9 建設事業者

事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 予想される事故と地域

1 町の道路状況

道路の種類	路線数	実延長 (km)
一般国道	1	25
県道	5	46
町道	661	230
合計	701	301

2 町内の交通量

南伊豆町における平均交通量は、平日が7,448台/12hである。また、平均大型混入率は3.4%である。(国道136号線/平成27年道路交通センサス 交通量観測地点名青市)

3 町内の交通事故件数等

令和3年中に南伊豆町内で発生した交通事故(人身)は20件で、死者数は1人、負傷者22人となっている。

4 予想される道路事故原因の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none">・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none">・トンネル内での車両火災・道路上での危険物等の漏洩・バスの転落等事故
その他	<ul style="list-style-type: none">・沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、町民の避難等を迅速に実施できるような体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

1 道路管理者（県、町）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 安全設備等の整備
- (3) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (4) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (5) 通行規制の実施及び解除
- (6) 通行規制の実施状況に関する広報
- (7) 防災訓練の実施

2 町

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

3 県

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

4 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (3) 通行の禁止等の措置
- (4) 信号機等の点検

5 静岡地方気象台

- (1) 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等
- (2) 気象等の防災情報の提供等
- (3) 気象知識等の普及

6 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

7 消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備

8 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備

9 建設事業者

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備
- (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

町、県及び防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合は事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとり被害拡大の防止や軽減を図る。

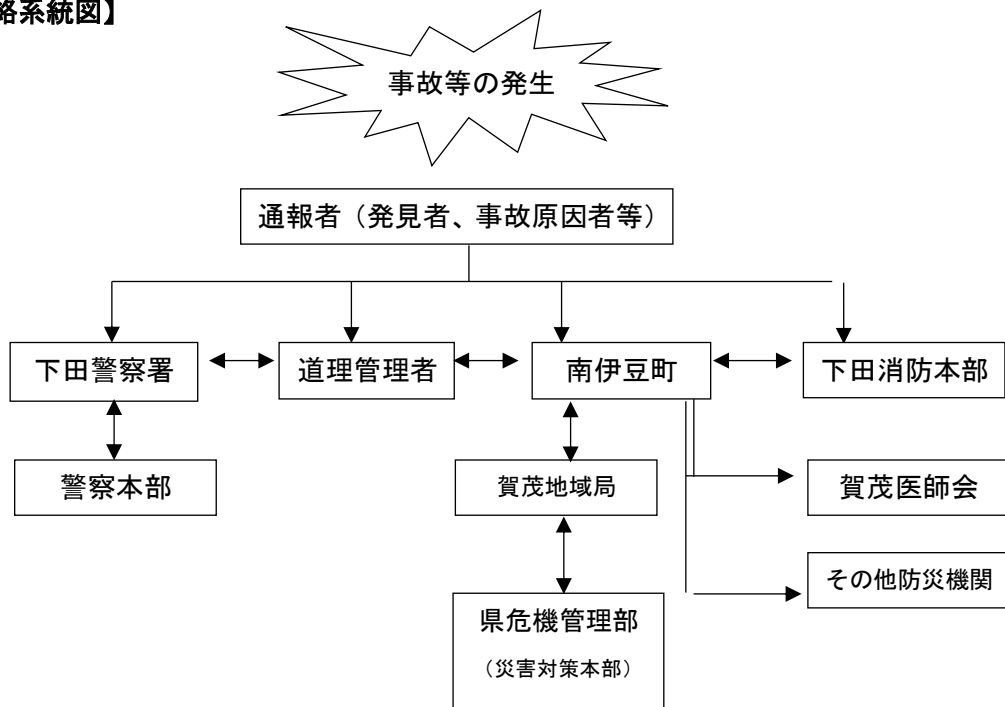
第1節 情報の収集・伝達

道路災害発生のお知らせを受けた場合は、町は関係課局に内容を連絡する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係課局、関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時、道路管理者のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

町は、県及び防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



第2節 応急体制

1 町の体制

- (1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (2) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- (3) 遺体の措置
- (4) 道路の応急復旧

2 関係防災機関

(1) 県（災害対策本部）

- ア 防災対策の総合調整
- イ 情報収集、発信、広報
- ウ 関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・海上保安庁への支援要請
 - ・消防庁、他都県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請
 - ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請
 - ・その他関係機関への応援要請
- エ 2次災害等発生防止措置
- オ 消防庁への報告
- カ 広報に関する事項

(2) 県（現地災害対策本部）

- ア 消火活動に関する調整
- イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整
- ウ 負傷者搬送に係る調整
- エ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整
- オ 被災者情報に関すること
- カ 広報に関すること（緊急を要する事項）
- キ 遺体措置に関する調整

(3) 道路管理者（県、町）

- ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力
主要交通路（迂回路）の確保
災害時における通行の禁止又は制限
- イ 道路施設の応急復旧活動に関すること
道路の応急復旧
類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施

(4) 警察

- ア 災害関係情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の早期把握
- ウ 負傷者等の救出救助
- エ 緊急交通路の確保等交通上の措置
- オ 避難誘導及び2次災害の防止措置
- カ 検視及び行方不明者の捜索
- キ 県民の安全確保と不安解消のための広報
- ク 関係機関の行う災害復旧への協力

ケ その他必要な警察業務

(5) 消防機関

ア 消火活動

イ 被災者の救出、救護

ウ 負傷者の医療機関への搬出

(6) 医療機関

ア 救護所の開設

イ 負傷者に対する医療処置

ウ 患者搬送

(7) 建設事業者

負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	<ul style="list-style-type: none">・警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。・輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none">・消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。・流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。・必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 町民の安全確保

危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町は付近の町民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また、付近の町民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課局室や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係課局室及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康相談を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

VI-2 船舶事故対策計画

第1章 総 則

町の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については、「VI-3 沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

第1節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内 容
衝 突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、栈橋等）に接触し、いずれかの船舶に損傷が生じたことをいう。
乗 揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転 覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸 水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵 障 害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したこと、積荷、燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機 関 故 障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安 全 阻 害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。
運 行 阻 害	バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。
そ の 他	上記のいずれにも属さないものをいう。

<海上災害に関する基本的な考え方>

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部下田海上保安部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

○ 海難による人身事故における対応（任務等）と責務等の内容

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の 船長	【国内法】 船員法第 12～14 条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第 2 条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町長	水難救護法第 1 条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第 4 条	救護の事務に関し市町長を補助

※海難より、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

町をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 町

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 港湾施設の適正利用確保の措置
 - ・港内パトロール等を実施し、港湾施設的良好維持と適正利用の確保に努める。
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救難資機材等の整備及び備蓄
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・管轄海域及び本町の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
 - ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄

- ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等

- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 海上運送事業者等

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 海上交通の安全確保のための措置
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

8 伊豆地区水難救済会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 各救難所の施設整備及び救助用資材の備蓄
 - ・関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材を備蓄に努める。
- (3) 海難救助訓練の実施

9 国土交通省中部運輸局

船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

(1) 海難防止指導

下田海上保安部は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

(2) 異常気象時における避難体制の確立

第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

(3) 防災訓練

町及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

(4) 関係機関との相互連携体制の整備

海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機

関は、概ね次の事項の調整をしておく。

- ア 資機材の保有状況等の資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進

法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など町との連絡・連携体制を強化しておく。

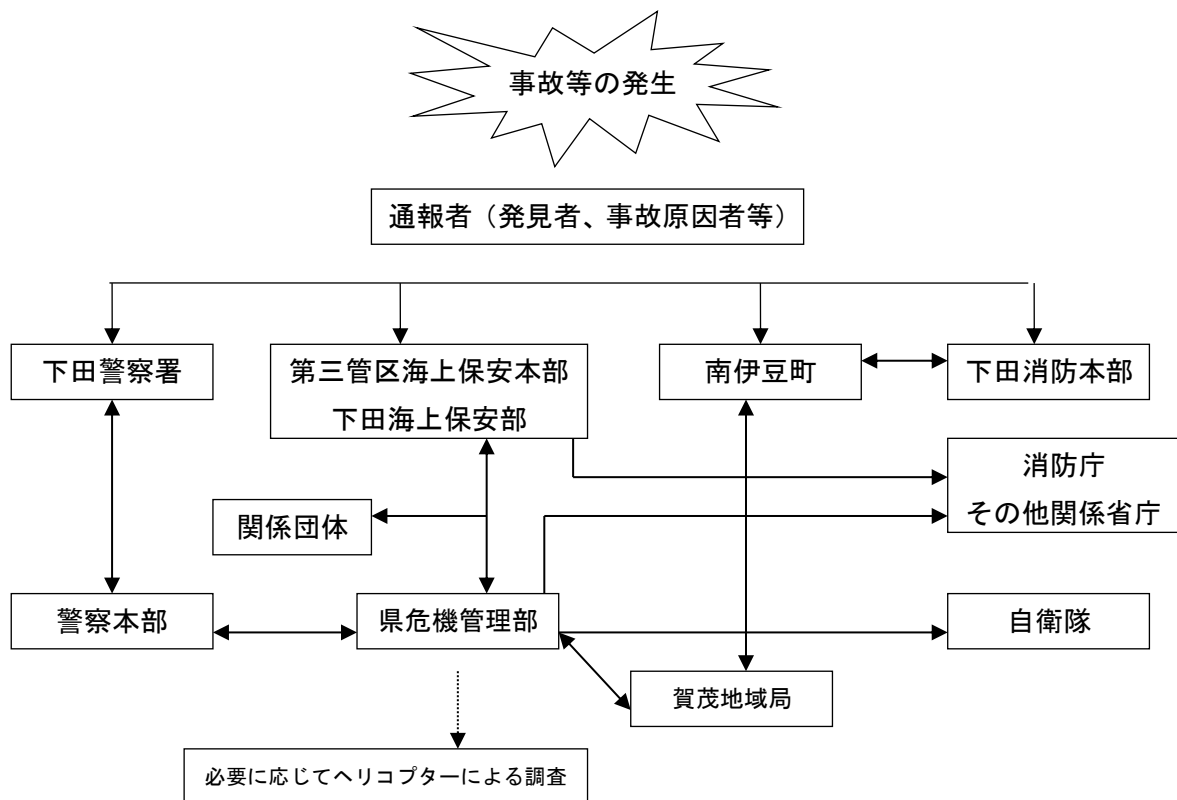
第3章 災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を町の関係課局室、県、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。(下図参照)

なお、広報の必要がある場合には、県と協力し、広報活動を行う。



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部による被害規模等の情報収集 海上保安本部から県等への情報連絡 	災害対策本部及び方面本部設置	町の災害対策本部の設置
捜索活動		海上保安本部のヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による捜索活動	沿岸海域を中心とする町の捜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする町の救助・救急活動
医療活動		海上保安本部から町への医療活動要請	町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> 医師の確保、救護班を編成、負傷者等の医療・救護措置を実施 必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動（必要に応じて）		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部による町の消防機関と連携した消火活動 消防庁による緊急消防援助隊の派遣 	消防庁を通じての他都道府県の消防機関への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動 必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん 	町とともに、必要に応じて、航空機の到着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）

2 町の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立
- (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- (4) 救助・救出活動
- (5) 医療救護活動
 - 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。
- (6) 避難所の開設、避難誘導
- (7) 住民に対する広報

3 防災関係機関

(1) 県（災害対策本部）

- ア 防災対策の総合調整
- イ 情報収集、発信
- ウ 防災関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・消防庁、他都道府県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請
 - ・その他関係機関への応援要請
- エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査
- オ 2次災害等発生防止措置
- カ 消防庁への報告
- キ 広報に関する事項

(2) 警察

- ア 情報の収集・伝達
- イ 捜索活動
- ウ 救助・救出活動
- エ 交通規制の実施

(3) 第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- ア 情報の収集・伝達
- イ 海上における治安維持
- ウ 海上における船舶交通の安全確保
- エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助
- オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

(4) 沿岸消防機関

- ア 情報の収集・伝達
- イ 消火活動
- ウ 救出・救助活動

- エ 流出危険物に関する対応
- (5) 海上運送事業者等
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置
 - ウ 海保や町に対する必要な支援の要請
 - エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
 - オ 2次災害の防止活動
 - カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告
 - キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)
 - ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配
 - ケ 代行輸送者、牽引船等の手配
 - コ 乗員の避難誘導
 - サ 乗員に対する広報
- (6) 医療機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 医療救護活動
- (7) 伊豆地区水難救済会
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 遭難者の救助
- (8) 各港湾・漁港管理者
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 岸壁等港湾施設の使用制限
 - ウ 海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

<特記事項>

(1) 捜索・消火活動

海上保安本部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

(2) 救助・救急活動

県は、遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、町に連絡する。海上保安本部、警察、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

(災害復旧計画については、「VI-1 道路事故対策計画 第4章 災害復旧計画」に準ずる。)

VI-3 沿岸排出事故対策計画

第1章 総則

町の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の町民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐため町、県及び防災関係機関の措置を定める。

第1節 流出の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第2節 重油等の種類と性質

種類	性質
A重油	<ul style="list-style-type: none">・流出源から数百m～数km漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。・オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。・沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性のある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。・油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C重油	<ul style="list-style-type: none">・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。・C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。・沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。・C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

種 類	性 質
原油	<ul style="list-style-type: none"> ・流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯町民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては町民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯町民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては町民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	<ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	<ul style="list-style-type: none"> ・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。 ・また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

<参考>油等排出事故災害に関する基本的な考え方

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条（総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

※海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

ア 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることかできる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

イ 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ア及びイの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用

で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の所有者又は海岸施設等の設置者に負担させることができる。

ウ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法 第42条の2 第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法 第42条の5 第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○ 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○ 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法 第2条 海防法 第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法 第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号、第 103号第31条第2号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

主 体	根拠法令	責務等の内容
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法 第12条第2号 〃 第6号 第34条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

町、県及び防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 町

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

3 静岡県警察(下田警察署)

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部(下田海上保安部)

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・管轄海域及び港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
 - ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等

を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (3) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (4) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (5) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (6) 関係機関との相互連携体制の整備

第2節 防除資機材等の整備

1 町

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

2 県

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸し出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

3 第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する。

4 静岡県沿岸排出油等防除協議会

会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸及び海域利用情報の収集・整理

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第4節 海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本町の港湾内において、船舶交通の安全に係る整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

第5節 防災訓練

関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

町は、防災関係機関と協力し、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第6節 関係機関との相互連携体制の整備

関係機関は、抽出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等の中で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

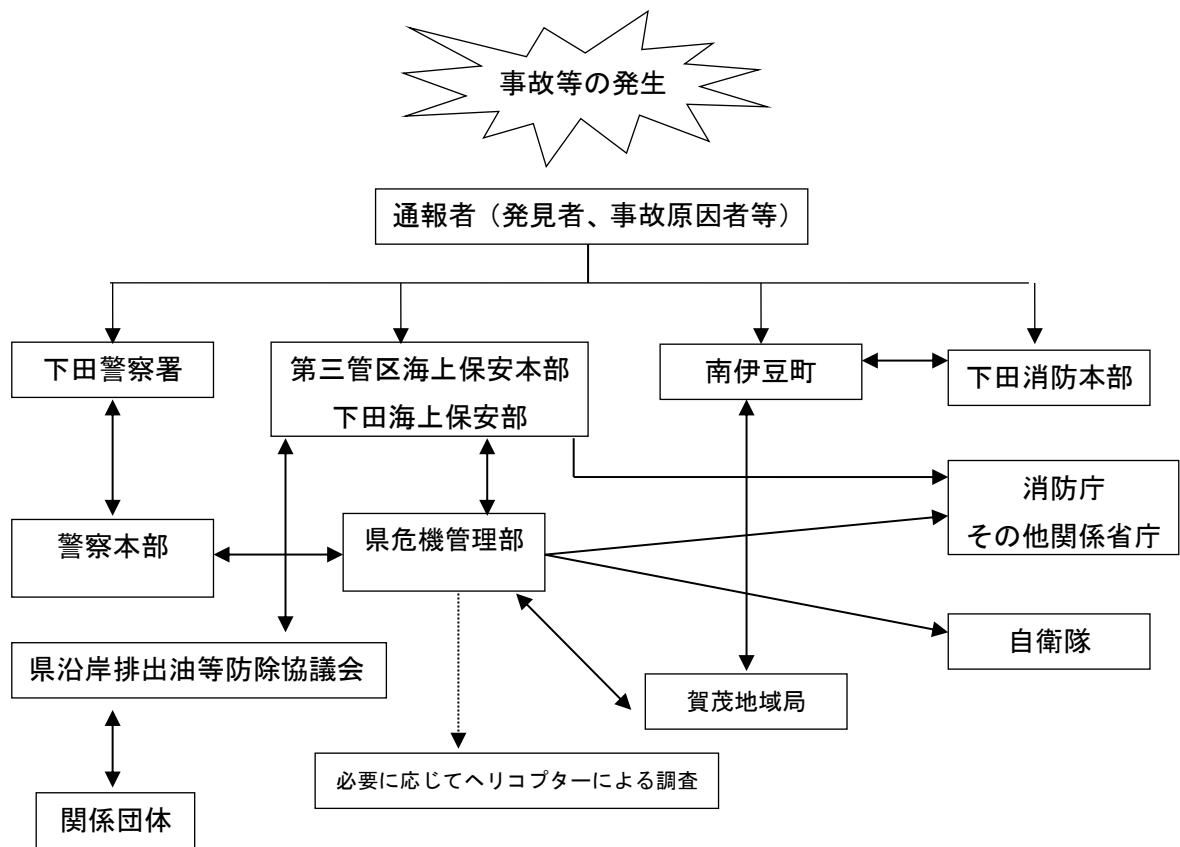
また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、町、県及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、関係市町は広報活動を行う。



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	町
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に情報連絡 防除資機材の調達 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 突発的応急体制の準備 防除関係者への情報提供 	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	<ul style="list-style-type: none"> 突発的応急体制の確保 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部設置 防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び方面本部設置 陸岸パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 町災害対策本部設置 陸岸パトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定・町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣調整、紹介窓口の設置 必要により、自衛隊への派遣要請 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん 	<ul style="list-style-type: none"> 回収作業計画の策定 回収作業 ボランティアの受入窓口の設置

回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	
--------	---------------------------------------	--	----------------------------------	--

2 町の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関への事故情報の伝達
- (3) 災害対策本部の設置 (必要に応じて)
- (4) 沿岸等における排出油等の状況調査
- (5) 管理施設の自衛措置
- (6) 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等
- (7) 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づく避難の指示等
- (8) ボランティアの受け入れ
- (9) 協定等に基づく近隣市町への援助要請
- (10) 海上保安部等からの要請に基づく防除措置
- (11) 医療救護活動 (負傷者があった場合)
- (12) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
- (13) 広報に関する事項

3 防災関係機関

- (1) 県 (災害対策本部)
 - ア 防災対策の総合調整
 - イ 情報収集、発信
 - ウ 防災関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・消防庁、他都道府県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請 (負傷者があった場合)
 - ・その他関係機関への応援要請
 - エ 防災ヘリコプターによる調査及び陸岸パトロール
 - オ 2次災害等発生防止措置
 - ・回収方針策定
 - ・沿岸市町の回収作業計画の調整
 - カ 災害救援専門ボランティアの派遣調整
 - キ 廃棄物処理に関する調整
 - ク 消防庁への報告
 - ケ 広報に関する事項

(2) 警察

- ア 情報の収集・伝達
- イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集
- ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡
- エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施
- オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定
- カ 防災関係機関の防除活動への支援

(3) 下田海上保安部

- ア 情報の収集・伝達
- イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報
- ウ 巡視船艇等の現場への派遣
- エ 付近航行船舶等に対する措置
- オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等
- カ 防除協力者等に対する指導等
- キ 海防法の規定に基づく権限等の発動
- ク 事故情報及び防除作業に関する広報等
- ケ 医療救護活動（負傷者があった場合）
- コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

(4) 静岡地方気象台

- ア 情報の収集・伝達
- イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

(5) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

- ア 情報の収集・伝達
- イ 下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達
- ウ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置
- エ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等
- オ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
- カ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
- キ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置

(6) 消防機関

- ア 情報の収集・伝達
- イ 関係先への事故情報の伝達
- ウ 沿岸等における排出油等の状況調査
- エ 管理施設の自衛措置
- オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供
- カ 火災警戒区域の設定等「消防法」第23条の2に定める措置
- キ 救急活動（負傷者がいる場合）
- ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請

(7) 医療機関

- ア 情報の収集・伝達
- イ 医療救護活動（負傷者がある場合）

(8) 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- ア 情報の収集・伝達
- イ 沿岸等における排出油等の情報収集
- ウ 流出油等の防除活動の調整
- エ 総合調整本部の設置・運営

(9) 船舶運航者

- ア 情報の収集・伝達
- イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置
- ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請
- エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
- オ 2次災害の防止活動
- カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海上保安部、消防や警察への報告
- キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合）
- ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配
- ケ 代行輸送者、牽引船等の手配
- コ 乗員の避難誘導

(10) 関係団体

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- ウ 漁業施設等に関する自衛措置
- エ 原因者との契約に基づく防除活動
- オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

(11) 各港湾・漁港管理者

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査
- ウ 港湾・漁港区域の自衛措置
- エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等
- オ 会長への情報提供
- カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
- キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

<特記事項>

(1) 情報の収集・伝達

油等流出事故が発生し、被害の発生またはそのおそれがあるときは、町は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。事故発生状況や、

異臭等による沿岸地域への影響等について、町のホームページに掲載するとともに、県と協力し広報活動を行う。

漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。漁協は、自発的にまたは町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び町等に伝達する。

(2) 流出油の防除措置

県及び町は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。

県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。

関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。

各漁協は、必要に応じて漁港関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

県及び県漁連は、必要に応じて県沖合で操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。

(3) 警戒区域の設定、現場警戒及び避難

町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

(4) 救助・救急活動

町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、町に連絡する。海上保安本部、警察、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

(5) 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、町は必要に応じて救護所を設置し、対応に当たる。

(6) 漁業対策

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

ア 磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

イ 定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

ウ 漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課局室や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係課局室及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿岸住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康相談を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第6節 環境保全対策

町は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第7節 補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第8節 漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施または準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の記載等について指導するものとしている。

第9節 風評被害防止対策

県、県漁連及び漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとしている。

VI-4 大火災対策計画

第1章 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

町及び行政区域内の防災関係機関並びに公共団体、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、南伊豆町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 消防体制の整備

- (1) 消防組織の確立
- (2) 消防施設の整備
- (3) 消防救急の広域化の推進
- (4) 消防職員・消防団員の教育
- (5) 消防団の活性化
- (6) 緊急消防援助隊の受援体制の確立

2 火災予防対策

- (1) 建物の不燃化の指導
- (2) 消防用設備等の整備
- (3) 防火管理体制の整備
- (4) 防火対象物の火災予防

3 林野火災予防対策

- (1) 林道（防火道）等の整備
- (2) 予防設備の整備
- (3) 消防資機材の配備

4 災害応急対策

- (1) 消防活動
- (2) 広域活動協力体制

第2節 予想される災害と地域

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

南伊豆町の気象条件

- ・気温は、温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。
- ・風速は、全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎で風速10m/s以上になる日数は、平年で1月は15日前後、2月は12日前後となっている。
- ・低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。
- ・東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防計画

1 主旨

消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するための建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防災管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

町は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、町をとりまく社会環境は、複雑多様化している。地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(3) 消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進する。

(4) 消防力の現況

消防力の現況は資料編による。

(5) 消防職員・消防団員の教育

下田消防本部は、消防職員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

町は、消防団員に一般教育訓練を実施する。

(6) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要があるため、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、町民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。

(7) 緊急消防援助隊の受援体制の確立

町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。

3 火災の予防対策

(1) 建物不燃化の指導

町及び県は、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

(2) 消防用設備の整備

町及び県は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3) 防火管理体制の整備

町及び県は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。

(4) 防火対象物の火災予防

町及び県は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防災安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して総合的、広域的な推進を図る。

(1) 林道（防火道）等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

(2) 予防設備の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

(3) 巡視員、監視員によるパトロール

巡視員、監視員を配置し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

(4) 消防資機材の配備

林野火災に対する消防資機材を整備する。

5 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

(1) 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位（二次細分区域）	<ul style="list-style-type: none">・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。・毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある。）・注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通用【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

(2) 町長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により町長に伝達する。

(3) 火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、必要に応じて、その周知徹底と必要な措置を講ずる。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害の発生による被害の軽減を図る。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

1 消防活動体制

大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

2 広域協力活動体制

町長は、大規模災害、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。

その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

3 大規模林野火災対策

大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがある時は、知事に空中消火活動の要請をする。

第2節 大規模火災等が発生した場合の連絡体制

大規模火災等が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原型復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図る。

第1節 各機関が実施する対策

1 町

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに町民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被害地域を包含する事業計画を作成する。

2 関係機関

町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

VI-5 大爆発対策計画

第1章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

1 県

- (1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可
- (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整
- (4) 大規模事故発生時の危機管理対応
- (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導

2 警察

- (1) 火薬類事業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

3 消防

- (1) 危険物事業者の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火、人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

4 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規定、地震防災計画等の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害と地域

○高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

○高圧ガス、危険物、火薬類は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

1 高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築

高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規定、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 高圧ガス関係団体等の保安体制の構築

(1) 緊急応援体制の整備

静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。

(2) 防災資機材の整備

災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。

(3) 防災訓練

高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携の上、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的実施し、防災能力の向上を図る。

(4) LPガスの自主保安の推進

ア 製造事業所相互援助協定の締結

製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

イ 一般消費先の安全対策

- (ア) 安全機器、地震対策機器の普及促進
- (イ) 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発
- (ウ) ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起

3 LPガスの保安推進

LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。

- (1) 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施

- (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
- (3) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
- (4) 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進

4 高圧ガス運搬車両の保安指導

高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。

5 防災訓練

県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

6 ライフライン防災連絡会による連携強化

県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。

第2節 危険物災害予防計画

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

1 危険物関係事業者の自主保安体制の構築

危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設や定期検査等の実施
- (4) 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 危険物事故防止対策

危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

3 危険物安全週間

- ・毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。
- ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く町民を対象に講演会、研修

会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。

4 防災訓練

警察、消防、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、警察、消防等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

1 火薬類関係事業者の自主保安体制の構築

火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 火薬類関係事業所の監視指導

- ・消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。
- ・消防は、花火の正しい取扱い等について、町民への広報啓発を行う。

3 火薬類危害予防週間

- ・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。
- ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱うものをはじめ、広く町民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

1 町・消防

- (1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 町の対策本部設置
- (3) 消火活動
- (4) 人命救助活動
- (5) 避難誘導
- (6) 事故調査

2 県

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 防災対策の総合調整
- (3) 情報収集・発信、広報
- (4) 国等との連絡調整
- (5) 自衛隊等への支援要請
- (6) 事故調査

3 警察

- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 避難誘導

4 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛防災対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力
- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図

大規模な爆発事故が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画」に則り、実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 各機関が実施する対策

1 発災事業者の対応

- ・爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講ずる。
- ・関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- ・事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

2 関係機関の対応

- ・関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。
- ・必要な場合には、国や県、学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

3 産業や住民生活に関する普及措置

- ・発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるように配慮する。
- ・ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- ・復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- ・該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- ・発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

4 情報公開、広報

- ・発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- ・町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。